

中津市指定ごみ袋 取扱店要領

中 津 市

令和8年4月

はじめに

1. 本市が実施するごみ袋有料化制度について

中津市では、「環境共生都市なかつ」の実現にむけて、ごみ減量と資源化の推進、ごみの排出量に応じたごみ処理にかかる費用負担の公平性を図るための施策として、令和4年9月1日より家庭ごみのごみ袋有料化制度を開始します。

この制度の対象となるのは「燃やすごみ」と「燃えないごみ」で、これらは中津市が指定するごみ袋に入れて排出しなければなりません。市民は指定ごみ袋を購入することにより、中津市に対し中津市一般廃棄物処理手数料を支払うこととなります。

2. この要領について

指定ごみ袋を市民へ販売していただく取扱店には、本要領に沿って、指定ごみ袋の発注、受領、販売及び中津市一般廃棄物処理手数料の支払いをしていただくこととなります。本要領を熟読していただき、適切な対応をお願いします。

3. 用語について

本要領で使用される用語の意義については、以下のとおりです。

- ・中津市一般廃棄物処理手数料…「中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第26条第1項に規定する一般廃棄物の処理に係る手数料であり、指定ごみ袋を販売した際に市民から徴収した手数料（以下、「手数料」という。）
- ・指定公金事務取扱者(受託事業者) …指定ごみ袋の製造・配送業務を受託し、併せて地方自治法第243条の2第1項に基づき、中津市から手数料の収納事務の指定を受けた事業者（和知産業株式会社）
- ・取扱店……………中津市の登録を受け、指定公金事務取扱者から公金収納事務の再委託を受けて、市民から手数料を徴収し、指定ごみ袋を販売する者
- ・手数料相当額……………指定ごみ袋の納品実績に基づき、取扱店が指定公金事務取扱者へ支払いをする金額であって手数料に相当するもの
- ・販売委託料……………中津市が取扱店へ支払う委託料
- ・繰替払……………地方自治法施行令第164条第4号の規定に基づき、委託料を手数料相当額と相殺して支払うこと
- ・販売・支払……………通常、手数料の取扱いについては「交付」及び「納付」を用いて表現されますが、本要領では「販売」及び「支払」と記載しています。

目次

第1章 取扱店について	(3ページ)
1 取扱店の対象	
2 取扱店の要件	
3 指定ごみ袋取扱店の登録の流れ	
4 契約の形態	
5 取扱店登録証等の配布	
第2章 業務の概要について	(6ページ)
1 指定ごみ袋の種類について	
2 販売時の留意事項について	
3 領収書(レシート)について	
4 手数料相当額の支払いの考え方	
5 その他	
第3章 その他注意事項について	(9ページ)
1 従業員への研修	
2 変更事項の届出	
3 取扱いをやめるとき	
4 取扱店の取消し	
5 JANコードについて	
6 外箱(段ボール)の寸法について	
第4章 ご提出いただく書類について	(11ページ)
1 提出書類(初回登録申請時)	
2 提出書類(契約更新時)	
3 書類提出先	
第5章 発注・配送・納品・受領・手数料相当額の支払いについて	(12ページ)
1 発注について	
2 納品日について	
3 納品・受領について	
4 指定ごみ袋の適正管理について	
5 手数料相当額の支払い方法について	
6 手数料相当額の支払いが確認できなかった場合	
7 不良品について	
第6章 お問い合わせ先	(16ページ)

第1章 取扱店について

1. 取扱店の対象

- (1) 大型商業施設
小売店（スーパー、コンビニ、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店等）
- (2) 自治会・婦人会等の地域団体
※申請の際には一度、税務署で申告等についてご相談ください。
- (3) その他中津市が認めたもの

2. 取扱店の要件

取扱店は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 中津市が実施する「指定ごみ袋有料化制度」の趣旨を理解し、協力すること。
 - (2) 中津市内及び中津市に隣接する市町内の店舗等において、指定ごみ袋を市民へ販売し、市民から代金（手数料）を徴収できること。
 - (3) 指定ごみ袋の納品場所が原則、中津市内及び中津市に隣接する市町内の店舗等であること。
 - (4) 指定ごみ袋を全種（燃やすごみ：4種、燃えないごみ：3種）取り扱えること。
 - (5) 取扱店は店舗ごとに登録されるため、指定ごみ袋は取扱店でのみ取り扱うこと。
 - (6) 公金及び指定ごみ袋の適正な管理が行えること。
 - (7) 市職員の立ち入り調査に対応できること。
 - (8) 市税を滞納していないこと。
- ※登録後、上記の要件が満たせなくなった場合は、速やかに中津市に申し出てください。

3. 指定ごみ袋取扱店の登録の流れ

提出された申請書類をもとに、取扱店の要件等により中津市において審査し、取扱店として登録することができるかと判断された場合には、「中津市指定ごみ袋取扱店決定通知書」を通知します。審査の結果、登録ができないと判断された場合には、「中津市指定ごみ袋取扱店却下通知書」を通知します。

取扱店の登録決定後、日々の発注や代金の支払い等の実務については、指定公金事務取扱者（和知産業株式会社）が別途定める「中津市指定ごみ袋等収納事務取扱約款」に同意し、同社からの再委託（履行補助）を受けて実施していただきます。登録期間は、登録された日の属する年度の3月31日までとしますが、変更の必要がある場合を除き、自動更新となります。

- ・申請時に必要な書類は以下のとおりです。（第4章参照）
 - ①中津市指定ごみ袋取扱店登録申請書
 - ②取扱店一覧表（複数店舗を有する場合）
 - ③取扱店位置図
 - ④滞納のない証明（3ヶ月以内に発行された原本）
（法人にあっては、法人所在地及び代表者住所地の滞納のない証明）
 - ⑤誓約書

4. 契約の形態

(1) 個別契約・・・店舗ごとに契約する方法です。(1店舗＝1契約)

- ・指定ごみ袋の発注
取扱店が行います。
- ・配送
取扱店へ配送します。
- ・指定公金事務取扱者への代金(手数料相当額)の支払い
取扱店が支払います。
- ・販売委託料の支払い
取扱店へ支払います。

(2) 本部契約・・・法人がチェーン店等、複数の販売店を運営している場合は「(1) 個別契約」以外に本部による契約の1本化も行えます。この契約にはコンビニ等の加盟店方式を含みます。

- ・指定ごみ袋の発注
本部が一括して行います。
- ・配送
申請時に登録した取扱店へ配送します。
- ・指定公金事務取扱者への代金(手数料相当額)の支払い
本部が各取扱店の代金(手数料相当額)を一括で支払います。
- ・販売委託料の支払い
本部へ各取扱店の委託料をまとめて支払います。

5. 取扱店登録証等の配布

- ・取扱店には、中津市より「中津市指定ごみ袋取扱店登録証」、「中津市指定ごみ袋取扱店ステッカー」および「中津市指定ごみ袋取扱店のぼり(ポール・土台込み)」を取扱店決定通知後に配布しますので、清掃管理課(〒871-0007 中津市大字蛸瀬1366番地3 (電話)0979-24-5374)まで受け取りに来てください。
- ・実際に取り扱う店舗において、購入希望者が一目で取扱店であることが分かる場所に掲示してください。



ステッカー

ステッカーのサイズ

縦：21cm 横：21cm

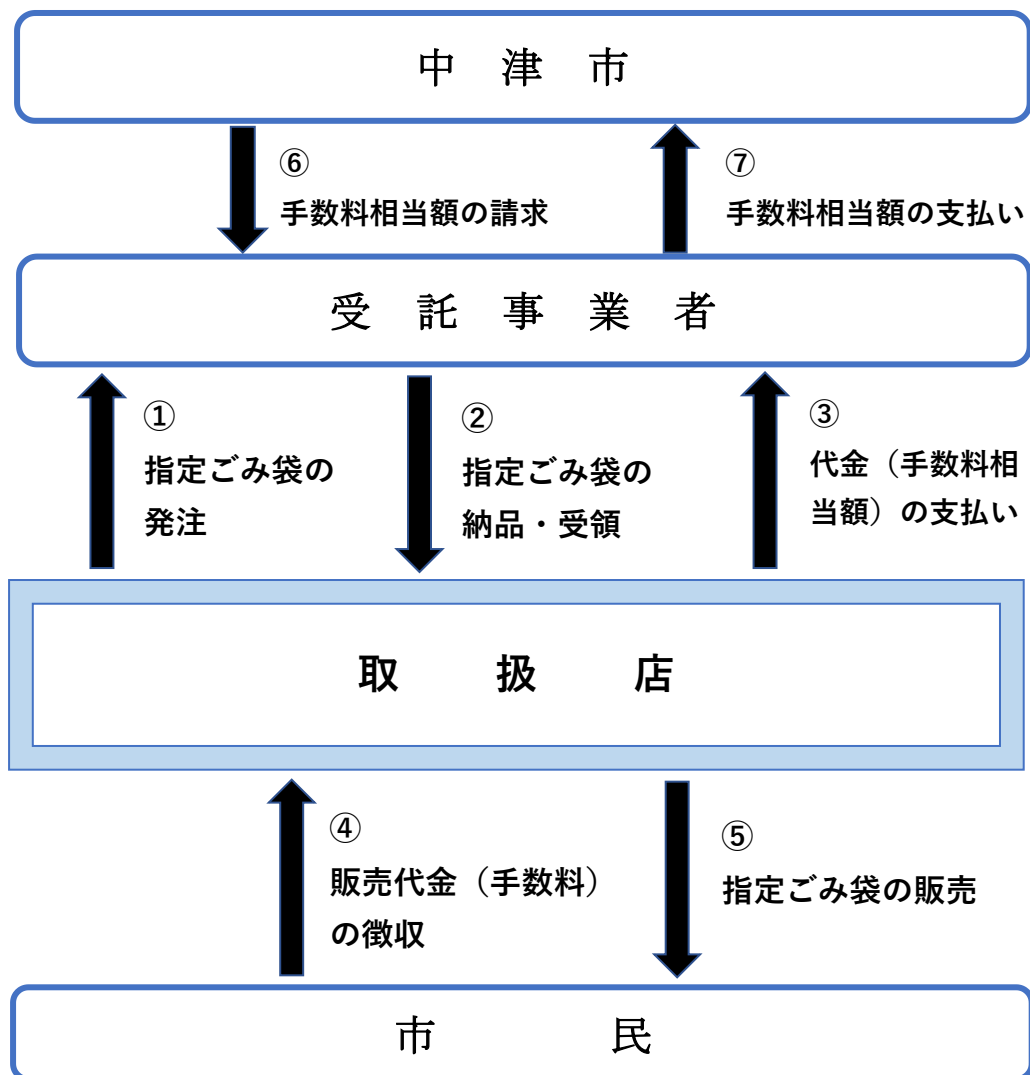


のぼり(旗)

のぼり(旗)のサイズ

縦：180cm 幅：45cm

第2章 業務の概要について



【① 発注】（第5章－1参照）

- ・指定ごみ袋の在庫状況を確認しながら、指定公金事務取扱者へ発注をしてください。
※発注は箱単位となります。
- ・発注は原則、FAX 及びインターネット端末にて受け付けます。FAX 及びインターネット端末による発注ができない場合は電話により受け付けます。

【② 納品・受領】（第5章－2・3参照）

- ・指定公金事務取扱者が、配送カレンダーに従い配送・納品を行います。
- ・取扱店は納品された指定ごみ袋の種類・数量を確認し、指定公金事務取扱者と納品・受領に関する書類を交わします。

【③ 支払い】（第5章－5参照）

- ・指定公金事務取扱者からの請求書に基づき代金（手数料相当額）を指定公金事務取扱者へ支払います。
- ・支払い額は販売数量ではなく納品実績に基づいた金額です。

【④ 徴収・⑤ 販売】（第2章－1・2・3参照）

- ・市民から販売代金（手数料）を徴収し、指定ごみ袋を販売します。

1. 指定ごみ袋の種類について

種類		販売単位	販売金額	箱入り数
燃やすごみ	10ℓ	1組(10枚入)	100円/組	25組/箱
	20ℓ	1組(10枚入)	200円/組	
	30ℓ	1組(10枚入)	300円/組	
	40ℓ	1組(10枚入)	400円/組	
燃えないごみ	10ℓ	1組(10枚入)	100円/組	
	20ℓ	1組(10枚入)	200円/組	
	40ℓ	1組(10枚入)	400円/組	

2. 販売時の留意事項について

- ・指定ごみ袋の販売は、取扱店の営業時間を通して行ってください。
- ・取扱店として中津市より指定を受けた店舗等以外での販売はできません。
- ・販売単位は1組(10枚入り)となりますので、ばら売りはできません。
- ・指定ごみ袋の1組あたりの販売金額は、条例で規定された金額となるため、販売金額に消費税の賦課及び値引き等など、規定された金額以外での販売はできません。また、取扱店で景品等による無料配布を行うこともできません。
- ・市民においても、景品等による無料配布はできませんので、大量に購入しようとする方がいた場合には、「制度上、景品等としての目的では購入できない」旨、一言ご確認をお願いします。

3. 領収書(レシート)について

- ・レシートには、品目として「中津市指定ごみ袋」「販売種類」「販売単位(組)」等が分かるように表示してください。

レシート	
	〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇	110円
〇〇〇〇	110円
中津市指定ごみ袋(可燃) 〇〇ℓ ×〇	〇〇〇円
中津市指定ごみ袋(不燃) 〇〇ℓ ×〇	〇〇〇円
合計	△△△円
お預かり	□□□円
お釣り	◇◇◇円

レシートの表示 (例)

4. 手数料相当額の支払いの考え方

- 取扱店がその月に受領した指定ごみ袋の納品実績に基づいて、指定公金事務取扱者より請求内容通知書を送付いたしますので、「手数料相当額」の支払いをしていただきます。ただし、支払い先は指定公金事務取扱者となります。
- 取扱店には、指定ごみ袋1箱当たりにつき、販売委託料（10%+消費税等）をお支払いします。この販売委託料は、指定公金事務取扱者が市に代わって計算し、取扱店が支払うべき手数料相当額から差し引いて相殺精算します。（精算を適法かつ円滑に行うため、取扱店が市から販売委託料を受領する権限については、約款に基づき指定公金事務取扱者に委任するものとします。）

※発注した指定ごみ袋は、全て事前に購入していただく「買取方式」となります。

※指定公金事務取扱者への支払い額については、下記表の③を参照ください。

【取扱店が指定公金事務取扱者へ支払い、中津市へ支払う金額】

種類		1箱（25組入）あたり		
		1箱あたりの手数料相当額 ①	1箱あたりの販売委託料(税込) ②	指定公金事務取扱者(市)への支払い額 ③=①-②
燃やすごみ	100	2,500円	275円	2,225円
	200	5,000円	550円	4,450円
	300	7,500円	825円	6,675円
	400	10,000円	1,100円	8,900円
燃えないごみ	100	2,500円	275円	2,225円
	200	5,000円	550円	4,450円
	400	10,000円	1,100円	8,900円

◎販売委託料の算出計算式

【販売委託料】

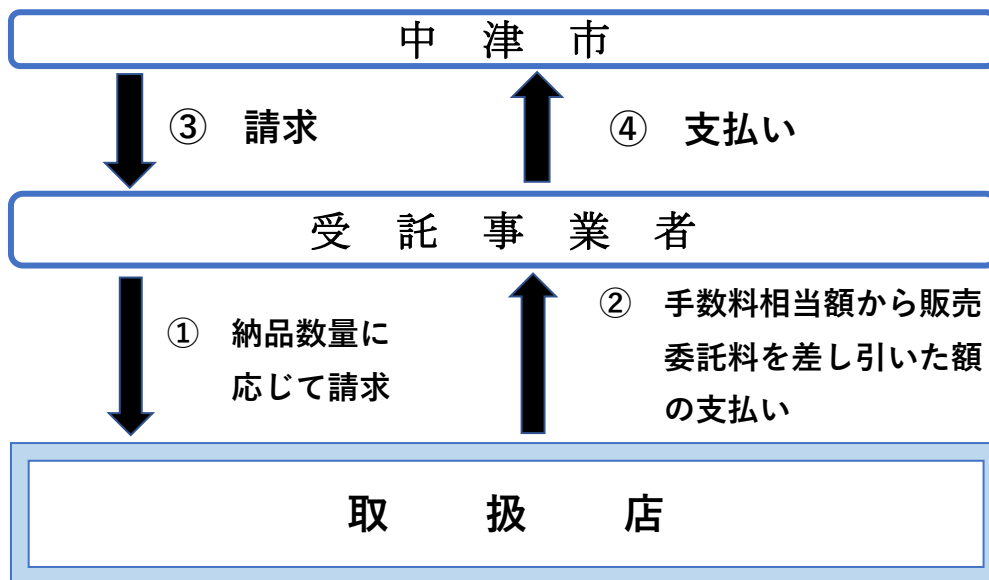
$$= (1 \text{ 箱あたりの手数料相当額} \times \text{納品箱数の総和} \times \text{販売委託手数料 (10\%)} \times \text{消費税等}$$

※販売委託料の計算において、1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切捨てます。

5. その他

- 一度納品を受けた指定ごみ袋については、原則として返品を受け付けませんのでご注意ください。

手数料相当額支払いの流れ



第3章 その他注意事項について

1. 従業員への研修

- この業務を従業員などに行わせる場合には、この要領を利用して、取扱等の流れを十分に理解するように周知してください。
- 指定ごみ袋の紛失等については、取扱店の負担で補充することになりますので、店頭で取り扱う従業員などには、特に周知を徹底してください。

2. 変更事項の届出

- すでに届け出ている事項に変更があった場合は、速やかに【中津市役所 清掃管理課】に届け出てください。

3. 取扱いをやめるとき

- 中津市指定ごみ袋の取扱いをやめる場合は、速やかに「中津市指定ごみ袋取扱店廃止届出書」を提出してください。
- 未販売の指定ごみ袋についても、原則、返品を受付けませんのでご注意ください。

4. 取扱店の取消し

- 取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の指定を取り消すことがあります。
 - 店舗が閉店、又は閉店と同様であるとみなされる場合。
 - 受注・配送業者の業務を著しく害した場合。
 - 特別の理由なく手数料相当額の支払いをしなかった場合。
 - その他、市長が取扱店として特に不相応と認めた場合。

5. JANコードについて

種類		JANコード												
燃やすごみ	100	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	0	1	7
	200	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	0	2	4
	300	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	0	3	1
	400	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	0	4	8
燃えないごみ	100	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	1	1	6
	200	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	1	2	3
	400	4	5	9	5	1	2	3	1	8	2	1	3	0

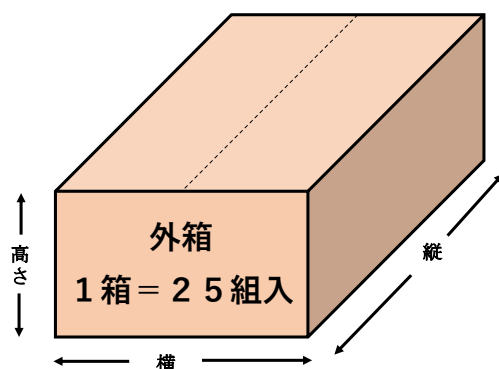
- 指定ごみ袋の外装には、バーコード（JANコード）が表示されています。POSシステム等を導入している取扱店は読み取り設定を行うことができます。

6. 外箱（段ボール）の寸法について

（寸法は目安です）

種類	縦	横	高さ
100	295mm	170mm	115mm
200	345mm	205mm	115mm
300	380mm	230mm	115mm
400	420mm	265mm	115mm

外箱イメージ



第4章 ご提出いただく書類について

1. 提出書類（初回登録申請時）

確認欄	提出書類一覧	
<input type="checkbox"/>	中津市指定ごみ袋取扱店登録申請書	○全取扱店に提出していただきます。 ※本部契約の場合は本部のみ提出
<input type="checkbox"/>	取扱店一覧表	○取扱店が複数店舗有する場合に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	取扱店位置図	○全取扱店に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	滞納のない証明（原本） （3か月以内に発行のもの） 【法人での申請】 ・法人もの 【個人での申請】 ・代表者のもの	○法人所在地及び代表者住所地が中津市外の場合は、所在地及び住所地の証明書が必要です。 ※本部契約の場合は本部のみ提出
<input type="checkbox"/>	誓約書	○全取扱店に提出していただきます。（本部契約の場合は本部のみ提出） ※指定公金事務取扱者からの再委託を承認し、約款を遵守する旨の内容が含まれます

2. 提出書類（契約更新時）※毎年提出していただきます。（毎年2月末までに提出）

確認欄	提出書類一覧	
<input type="checkbox"/>	滞納のない証明（原本） （3か月以内に発行のもの） 【法人】 ・法人もの 【個人】 ・代表者のもの	○法人所在地及び代表者住所地が中津市外の場合は、所在地及び住所地の証明書が必要です。 ※本部契約の場合は本部のみ提出

※毎年、1月頃に市より提出依頼を通知します。

3. 書類提出先

【提出先】

中津市役所 企画市民環境部 清掃管理課（中津市クリーンプラザ）
〒871-0007 中津市大字蛸瀬1366番地3
電話：0979-24-5374（直通）

【提出方法】

持参または郵送してください。
※郵送の場合は、郵送した旨の連絡をお願いします。

第5章 発注・配送・納品・受領・手数料相当額の支払いについて

指定ごみ袋の発注については中津市が別途委託契約を締結している下記、指定公金事務取扱者に行ってください。

中津市指定ごみ袋 指定公金事務取扱者

業 者 名：和知産業株式会社

F A X 番 号：0979-24-2664

T E L 番 号：0979-22-0816

E - m a i l : w s k @ p o . d - b . n e . j p

受 付 時 間

【FAX・インターネット端末】：24時間（年中無休）

【電 話】：月～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時

【営業日時】：月～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時

1. 発注について

- ・「中津市指定ごみ袋取扱店登録証」が通知された後、指定公金事務取扱者への発注が可能となります。

【重要：初回発注時の同意書の提出について】

取扱店は、初回の発注を行う前に、指定公金事務取扱者（和知産業株式会社）が定める「中津市指定ごみ袋等収納事務取扱約款」の内容を確認し、同社に対して「再委託に関する同意書」を提出しなければなりません。同意書の提出が確認できない場合、発注を受けることができませんのでご注意ください。なお、提出された同意書の写しは、公金収納事務の管理のため中津市へ提供されます。

- ・発注内容を取扱店にも保管いただくために、原則としてFAX又はインターネット端末での発注をお願いします。
- ・インターネット端末を利用した発注については、利用を希望される取扱店は指定公金事務取扱者へご相談ください。指定公金事務取扱者より「申込書」等必要書類を送付させていただきます。「申込書」等必要書類に必要事項をご記入・押印のうえFAXにて提出してください。指定公金事務取扱者より後日、利用者承諾書、利用方法マニュアルの送付及び発注操作のID、パスワードの発行を行います。「申込書」等必要書類の提出から利用できるまで2週間程度かかりますので、余裕をもってお申込みください。
- ・FAX及びインターネット端末をお持ちでない場合や、機器等の故障で利用できない場合は、電話での発注を行いますので、指定公金事務取扱者へご相談ください。
- ・発注は原則毎週、月曜日・水曜日の17時までに行ってください。（月曜日・水曜日が祝日、年末・年始等の場合は翌営業日の17時までをお願いします。）

※発注・納品単位は「箱単位」となります。

※電話での発注を行う際は、発注内容の記録を取扱店にて保管してください。

2. 納品日について

発注締切日時：(毎週) 月・水曜日 17時まで

(祝日、年末・年始等は翌営業日)

納品日：(毎週) 水・金曜日

※納品日が祝日、年末・年始等は翌営業日となりますが、
納品日程の詳細は「配送カレンダー」をご確認ください

- ・発注締切日から納品までの日程及び代金(手数料相当額)の支払い日程を記載した「配送カレンダー」を配布いたしますので、ご確認ください。「配送カレンダー」は毎年3月初旬頃までに送付いたします。
- ・納品は毎週、水曜日・金曜日に行います。(水曜日・金曜日が休日等の場合、翌営業日に納品となりますが、納品日程の詳細は「配送カレンダー」をご確認ください。)
- ・大型連休や年末年始等は配送日程が変動することがありますので、「配送カレンダー」にてご確認ください。
- ・配送を円滑に行うため、納品時間の指定はできませんので注意してください。

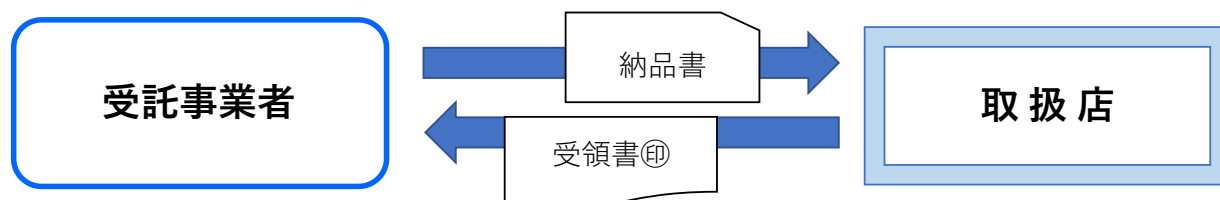
3. 納品・受領について

- ・指定ごみ袋の納品時は、発注内容と納品内容に間違いがないか確認のため立ち合いを行ってください。納品時の立ち合いがない場合は、納品することが出来ませんので、ご注意ください。

※納品時に不在等で立ち合いができない場合は必ず指定公金事務取扱者へ連絡してください。

(納品日程の詳細は「配送カレンダー」をご確認ください。)

- ・納品時完了後に配送員が持参した3連の納品書兼受領書の受領書部分2ヵ所に受領印の押印または署名をお願いします。
- ・受領印の押印または署名後に、配送員が納品書(取扱店控え)をお渡ししますので、紛失等しないように保管をお願いいたします。



※納品書を受け取り、受領書を受託事業者へ渡してください。

4. 指定ごみ袋の適正管理について

- ・取扱店の各店舗等には、全ての種類を取り扱っていただきますので、欠品が生じないように、常時在庫の状況に注意してください。
- ・指定ごみ袋を受け取った後の破損、汚損、盗難、紛失等については、各取扱店の責任

で対応をお願いします。

5. 手数料相当額の支払い方法について

- ・支払い方法については以下の方法となります。
 - (1) 口座振替（原則）（手数料の負担は不要です。）
 - (2) 口座振込み（手数料の負担は指定公金事務取扱者と要相談。ただし、支払い額が3万円以下の場合の手数料は取扱店負担となります。）
 - ※なお、払込先は、指定公金事務取扱者が指定する口座となり、口座振替の手続きが完了するまでの支払いは、振込みとなります。支払い方法については指定公金事務取扱者へご相談ください。
 - (3) 納品時に現金払い（指定公金事務取扱者と事前に現金払いの確認を行った取扱店のみ）

【手数料相当額の請求日及び口座振替日】

指定公金事務取扱者からの請求日	毎月5日頃までに指定公金事務取扱者から請求書を送付
口座振替日	原則、毎月20日 (土、日、祝日等の場合翌営業日)

※口座振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。

6. 手数料相当額の支払いが確認できなかった場合

- ・手数料相当額の支払いが確認できなかった場合、指定公金事務取扱者より支払い確認の連絡をいたします。口座振替で支払いの確認ができなかった場合、再振替は行いません。再度定められた期限までに口座振込をお願いします。支払いが確認できるまで、以降の指定ごみ袋の発注を受け付けられないようになりますのでご注意ください

7. 不良品について

・納品された指定ごみ袋に不良品があった場合

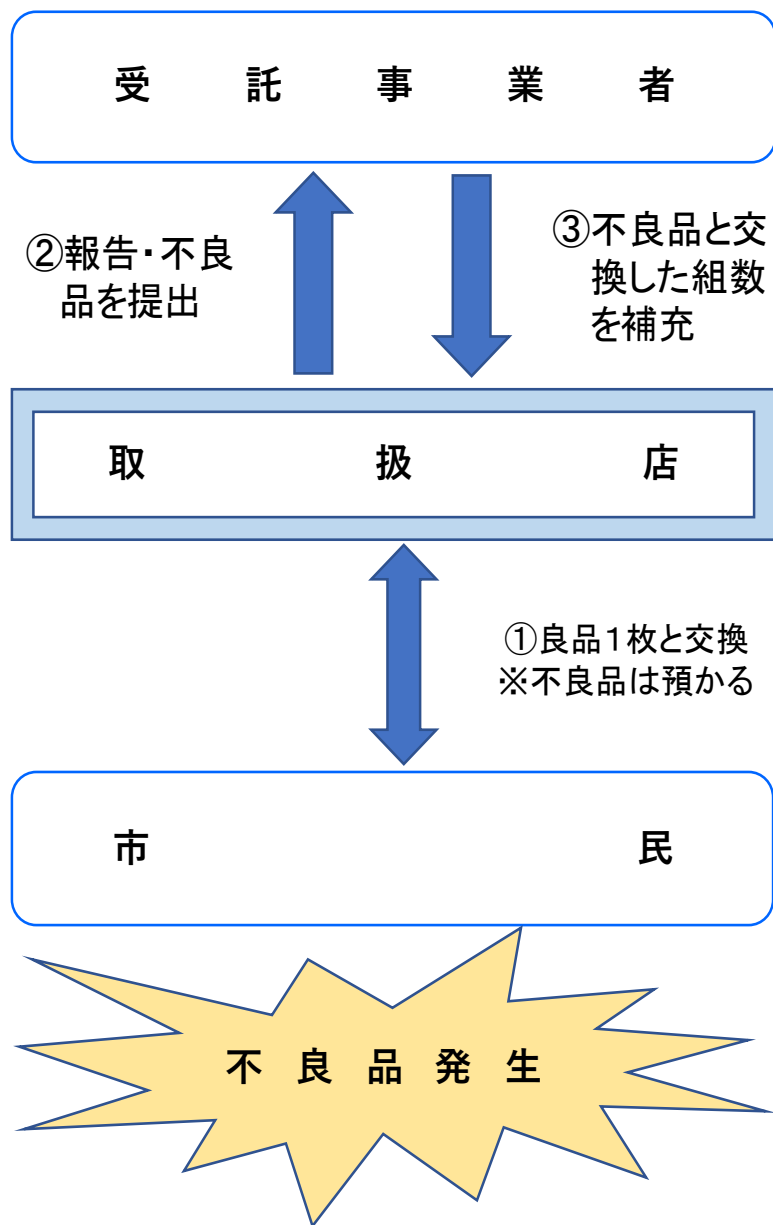
指定公金事務取扱者へお問い合わせください。また、外箱（段ボール）にロット番号を記載していますので、そちらも一緒にご用意ください。

・市民より取扱店に不良品の交換を求められた場合

指定ごみ袋の不良品については、**不良品と良品1枚単位**での交換対応をお願いします。また、交換対応後の不良品については、速やかに指定公金事務取扱者への報告をお願いします。

※指定ごみ袋の不良品については、未使用の指定ごみ袋1組から交換する枚数（不良品と良品1枚単位）を取り出し、不良品と交換してください。また、交換後には速やかに指定公金事務取扱者へ不良品交換を行った旨、連絡をお願いします。後日、指定公金事務取扱者が新しい指定ごみ袋（1組単位）をお届けしますので、不良品（交換対応を行った不良品）と開封済みの良品を合わせて1組（10枚）単位で交換してください。

不良品の対応イメージ



※良品と交換した不良品を必ず指定公金事務取扱者に提出してください。

(例) 市民が10枚の内、2枚を不良品として取扱店に持参した場合

①不良品2枚を市民より受け取る

②未使用の指定ごみ袋(10枚/組)から2枚の良品を市民へ渡す。

③不良品2枚と、交換後の良品の残り8枚を合わせて10枚/組にして、指定公金事務取扱者へ連絡する。

第6章 お問い合わせ先

- ・取扱店の登録に関すること

清掃管理課（中津市クリーンプラザ内）

TEL 0979-24-5374

- ・指定ごみ袋の発注・配送に関すること
- ・手数料相当額の支払いに関すること

和知産業株式会社

TEL 0979-22-0816